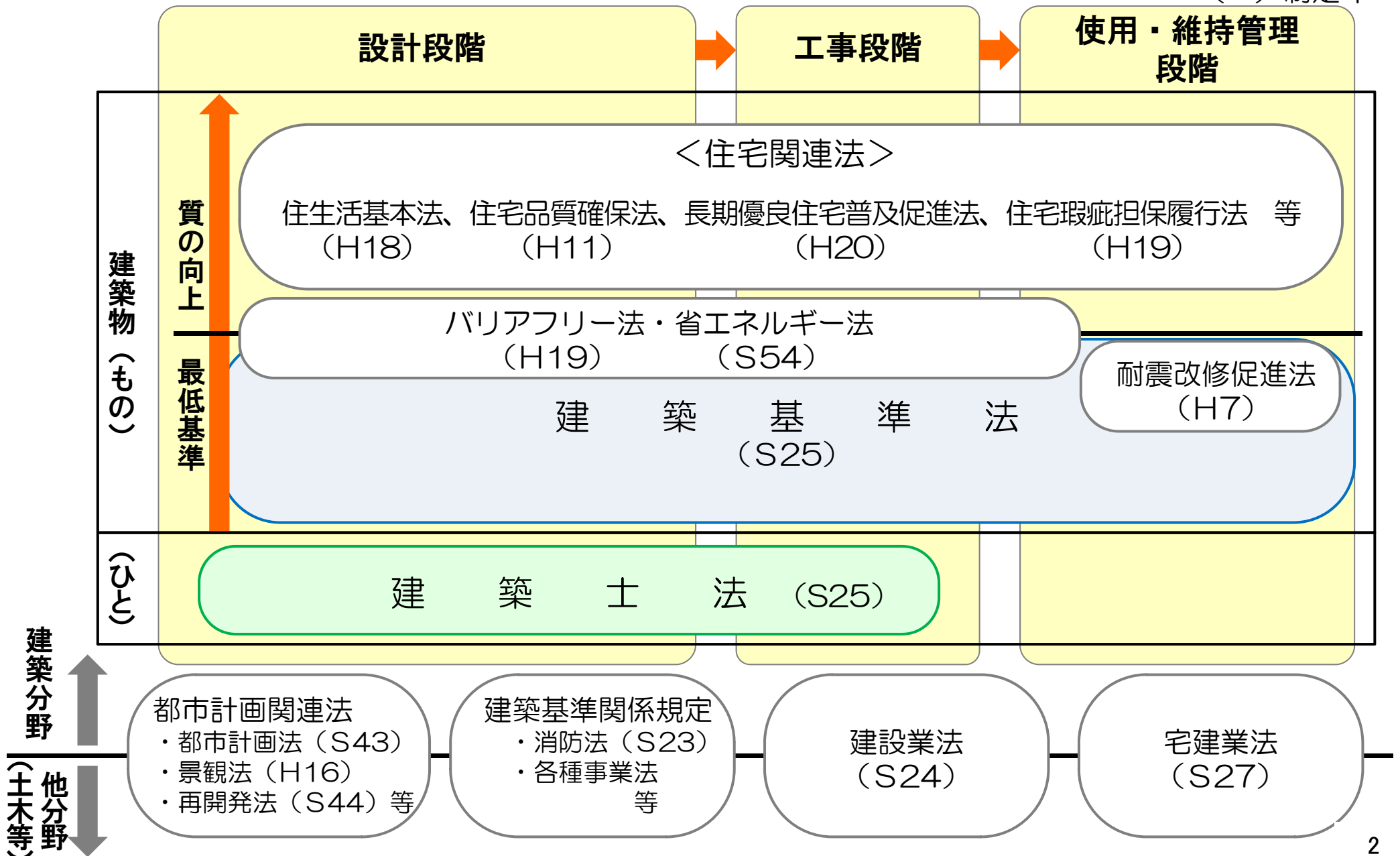


諮問事項の背景

建築基準制度の現状	・ ・ ・ P1 ~P9
建築基準制度の見直しに向けた社会的要請	・ ・ ・ P10~P12
社会的要請を踏まえた対応状況	・ ・ ・ P13~P19
・ 建築確認手続きの迅速化等に向けた取組み	
・ 木造建築基準の見直しに向けた検討	
・ 建築法体系勉強会のとりまとめ	

建築基準制度の現状

() 制定年



■単体規定【建築物の安全性確保】	『仕様規定』	『性能規定』
<ul style="list-style-type: none"> ○敷地（衛生・安全の確保） ○構造（地震等による倒壊の防止） ○防火・避難（火災からの人命の確保） ○一般構造・設備（衛生・安全の確保） 	<ul style="list-style-type: none"> ○雨水排水溝、盛土等 ○構造部材、壁量等 ○耐火構造、避難階段等 ○採光、階段、給排水設備等 	<ul style="list-style-type: none"> ○限界耐力計算等 ○耐火性能検証法、避難安全検証法等
■集団規定【健全なまちづくり】	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地と道路の関係 ○用途地域毎の建築制限 ○容積率、斜線制限等 	
■建築基準関係規定	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー法、消防法、都市計画法等の一部の規定等のうち建築物の敷地、構造又は建築設備に係るもの 	

【 建 築 基 準 】

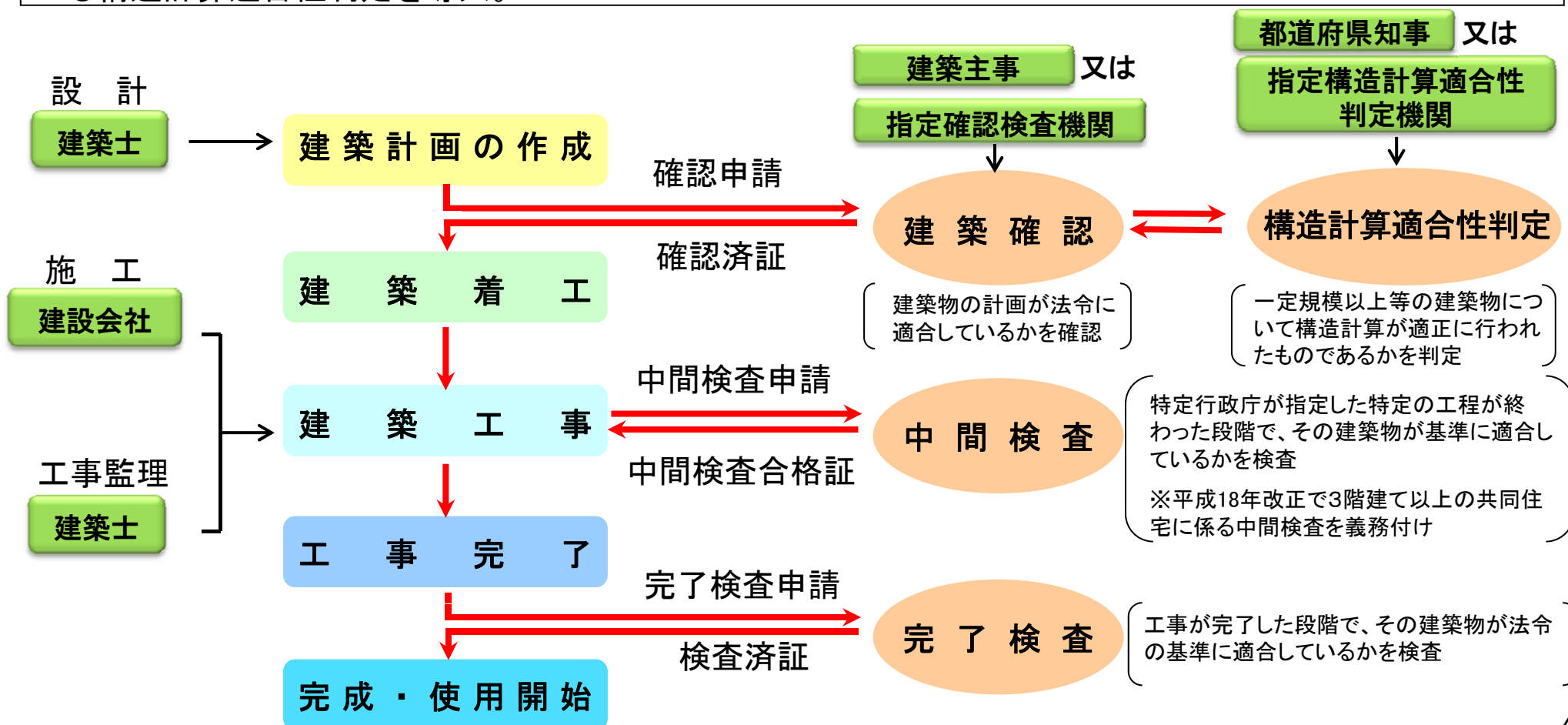
建築基準法に基づく手続き(設計～工事～使用開始)

○ 建築主事は、建築基準適合判定資格者検定※に合格し国土交通大臣の登録を受けた者の中から都道府県知事又は市町村の長が命ずる。

※ 受験資格については、H10までは建築士又はこれと同等以上の実務の経験を有する者で2年以上の建築行政に関する実務の経験を有し、又は建築の実務に関し技術上の責任のある地位にあった者、H11以降は一級建築士試験に合格し、建築行政又は確認検査業務等について2年以上の実務経験を有する者

○ H10の法改正（H11.5.1 施行）により建築確認・検査業務を民間の指定確認検査機関にも開放。

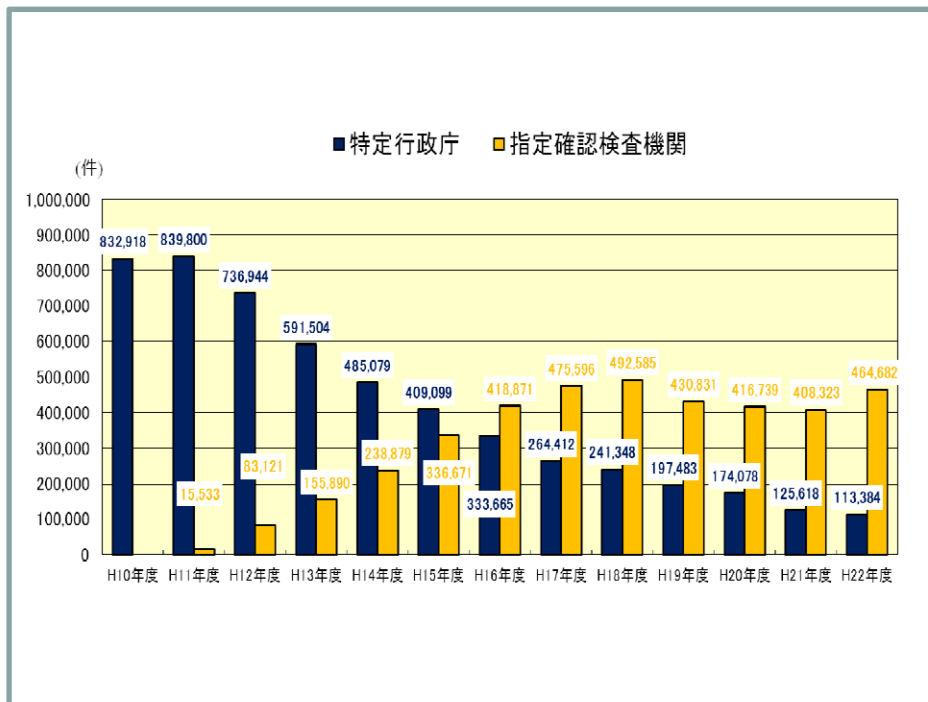
○ H18の法改正（H19.6.20施行）により一定規模以上の建築物に関し、都道府県知事や専門機関による構造計算適合性判定を導入。



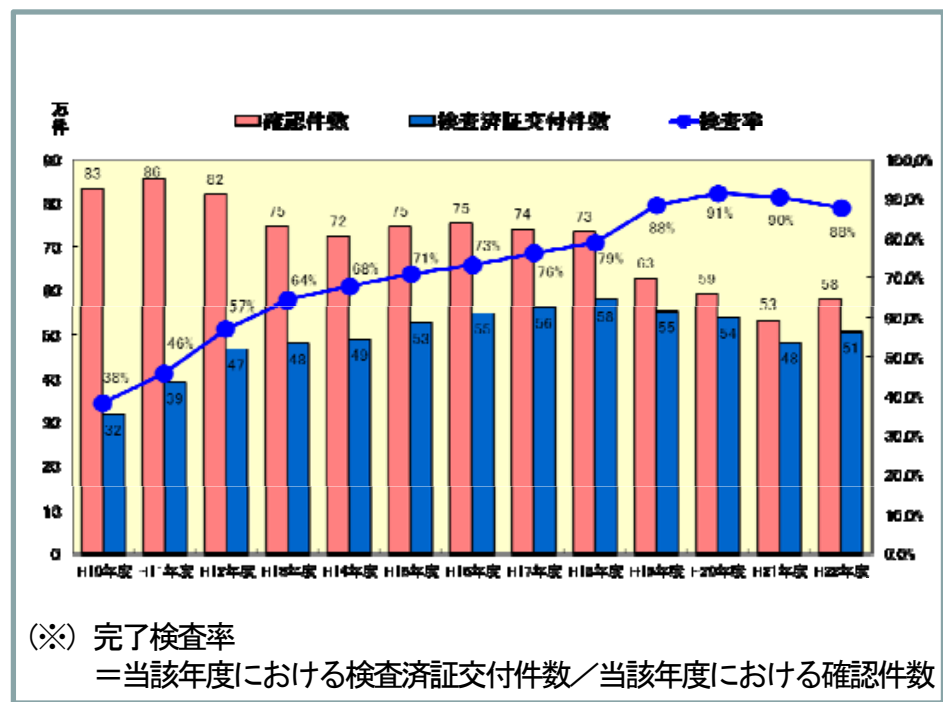
建築確認・検査

平成11年に指定確認検査機関も確認・検査できる仕組みとし、平成24年4月現在、448の特定行政庁の建築主事、124の指定確認検査機関において対応。確認件数全体の約8割を指定確認検査機関が処理。平成10年度には4割未満であった完了検査率は約9割に達している。

【建築確認の件数】



【完了検査率の推移】

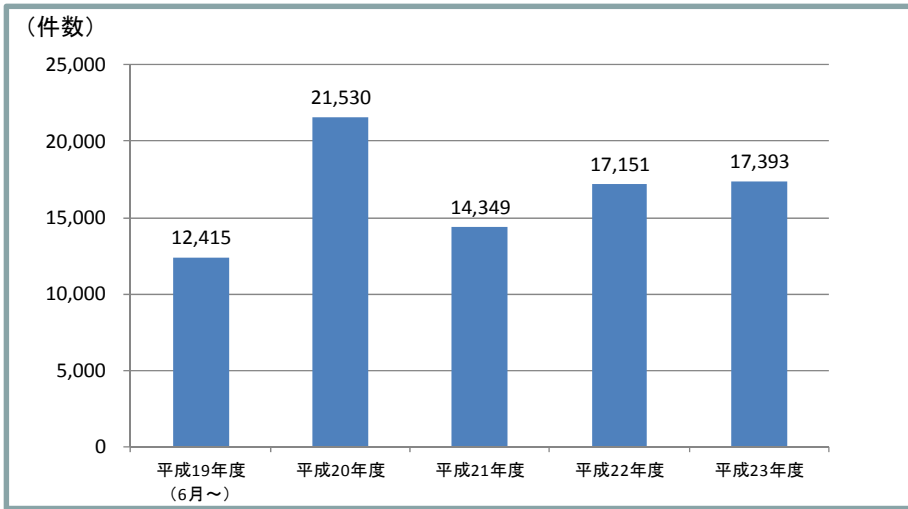


構造計算適合性判定(適判)

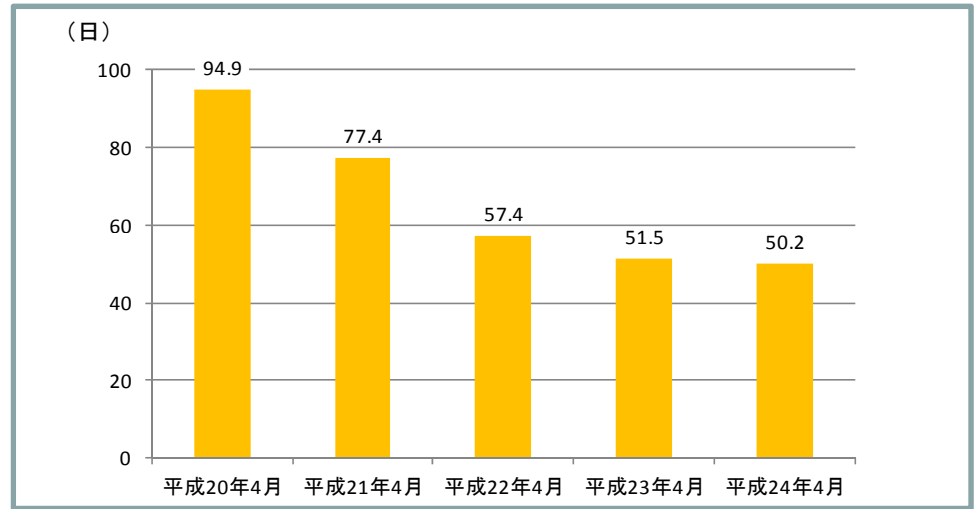
平成24年8月現在、59の適判機関(都道府県含む)において適判を実施。

各都道府県における適判の実施主体の状況
 指定機関のみ：38、都道府県知事のみ：1、都道府県知事+指定機関：8

適判申請件数



適判対象となる物件に係る建築確認審査期間(事前協議期間込み)



構造計算適合性判定制度の概要

<一定の高さ以上等の建築物 ※1 >

※1：高度な構造計算(ルート2、ルート3、限界耐力計算)及び大臣認定プログラムによって安全性を確認する、一定の高さ(木造：高さ13m超又は軒の高さ9m超、鉄筋コンクリート造：高さ20m超等)以上等の建築物



※2：指定確認検査機関が建築確認を担う案件に関し、同一機関が適判も行うことは禁止している。

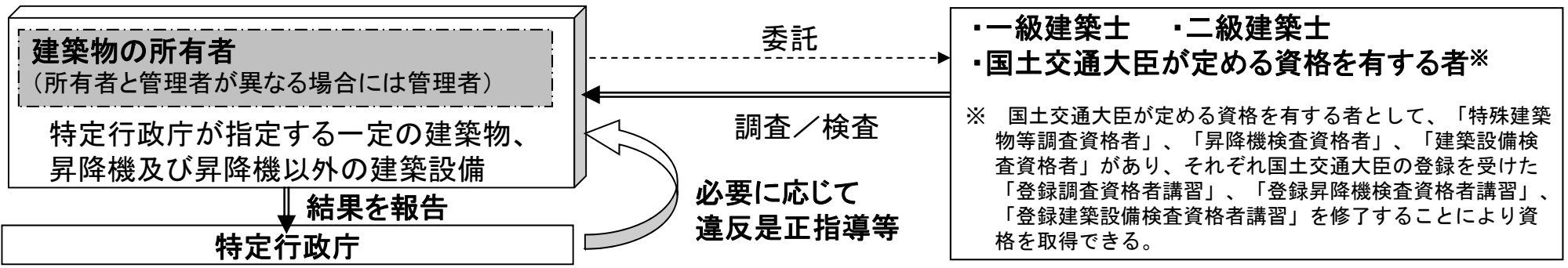
H19改正建築基準法にて創設

都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関(都道府県知事指定)による構造計算適合性判定

審査方法の指針に基づき審査

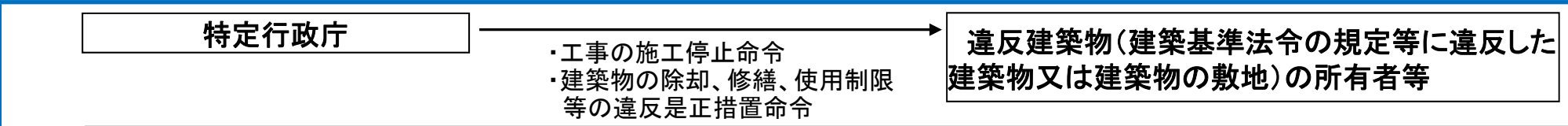
○定期報告制度について

特定行政庁が指定する一定の建築物、昇降機及び排煙設備等の建築設備の所有者・管理者に対し、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁へ報告することを義務付けている。



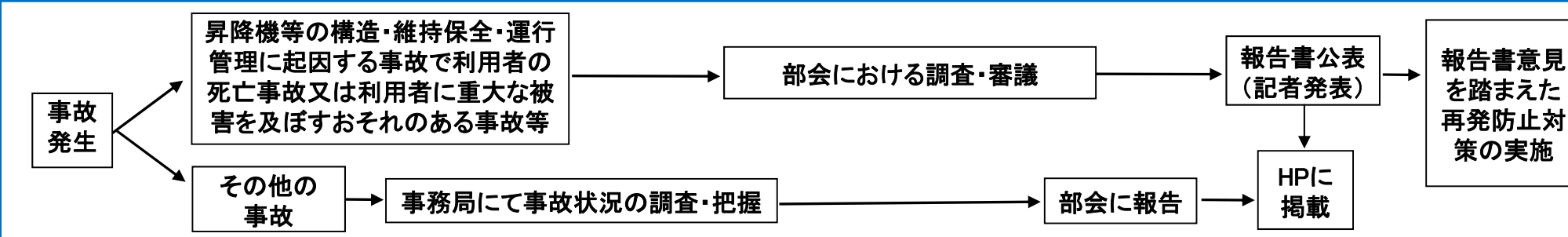
【平成23年度の定期報告状況】 特殊建築物：68.4% 昇降機等：93.8% その他の建築設備：67.8%

○違反建築物に対する措置



【命令件数】 H19年度：80件、H20年度：59件、H21年度：67件、H22年度：40件

○昇降機等事故発生時の対応(昇降機等事故調査部会による調査フロー)



【昇降機等の事故発生件数（特定行政庁による報告件数）】 H23年度：35件、H24年度(8月末まで)：15件

既存不適格建築物

新たな規定の施行時又は適用時に現に存する又は工事中の建築物については、規定のうち不適合となるものについては、適用を除外し、将来の増改築等の際に適合することを求めている

既存建築物

〔 新たな規定の施行、適用 〕

**新たに施行、適用される規定に不適合な場合に当該規定の適用を除外
(既存不適格建築物として存在可能)**

増改築、大規模の修繕・模様替の工事を行う際に現行規定に適合させることが必要

※一定の範囲内の増改築、大規模の修繕・模様替については、引き続き既存不適格建築物として存続可能

現行の耐震関係規定に適合しない 既存不適格建築物の安全性確保方策

○負担軽減

補助、税制、融資等により耐震診断、耐震改修を支援

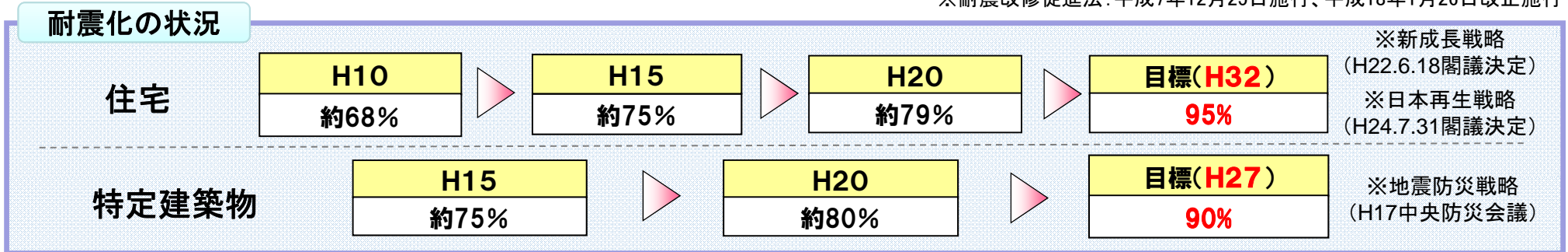
○耐震改修促進法による指導

多数の者が利用する建築物等の所有者による耐震診断・改修の適確な実施を確保するため、行政庁が指導・助言・指示

○耐震改修促進法による耐震改修計画の認定

耐震関係規定以外の規定に関し、既存不適格状態を継続しつつ増改築・大規模の修繕・模様替を可能化

※耐震改修促進法：平成7年12月25日施行、平成18年1月26日改正施行

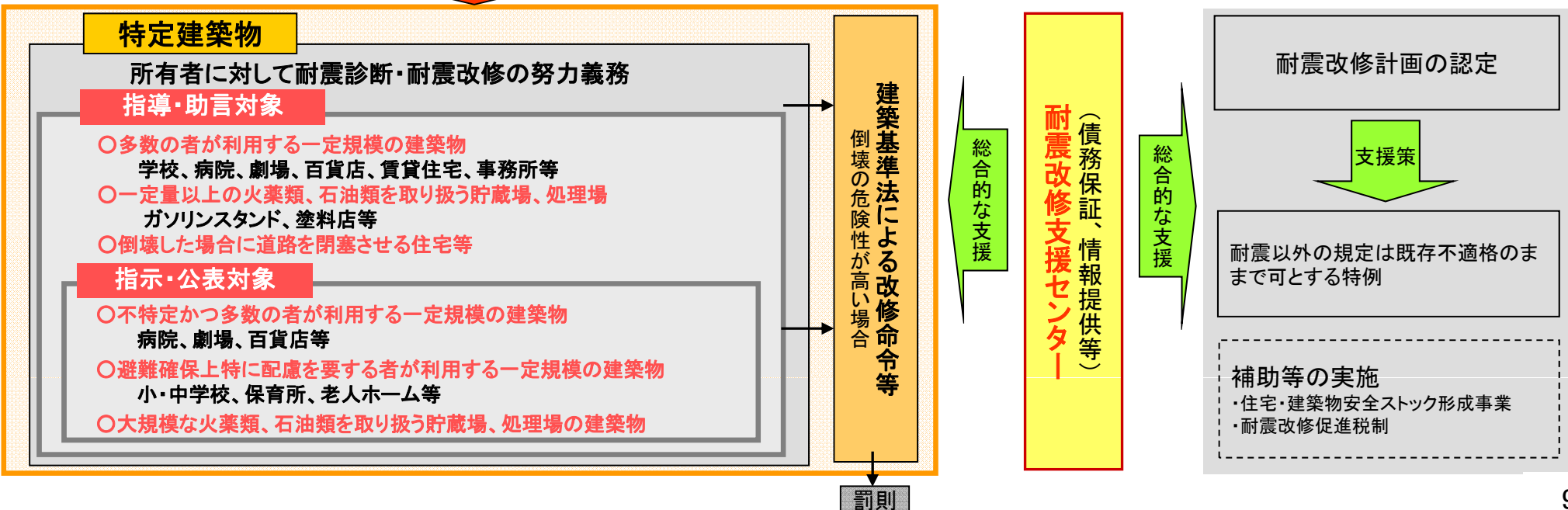


国による基本方針の作成

- ・耐震化の目標
- ・耐震化の促進を図るための施策の方針
- ・相談体制の整備等の啓発、知識の普及方針
- ・耐震診断、耐震改修の方法(指針)

地方公共団体による耐震改修促進計画の作成

- ・耐震改修等の目標
- ・目標達成のための具体的な施策
- ・緊急輸送道路等の指定



建築基準制度の見直しに向けた社会的要請

建築基準制度見直しに係る社会的要請 ～建築基準法の見直しを求める閣議決定等～

○良質なストックの形成、木材利用促進等様々な観点から建築基準法等の見直しが求められている。

新成長戦略実現に向けた3段構えの経済対策(H22.9.10閣議決定)【抄】

Ⅲ. 緊急的な対応の具体策

5. 日本を元気にする規制改革100

別表1 既定の改革の実施時期を前倒しする事項

番号	事項名	規制改革の概要	実施時期	所管省庁
＜都市再生・住宅＞				
2	建築確認申請・申請手続の迅速化	建築確認・審査手続の簡素化等について、「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討結果を踏まえ、必要な見直しを検討し、平成22年度中に見直し案を取りまとめた上で、可能な限り早期に措置を講じる。	平成22年度中検討・結論、可能な限り早期に措置	国土交通省

日本再生戦略(H24.7.31閣議決定)別表(日本再生に向けた改革工程表)【抄】

(2)Ⅲ 持続可能で活力ある国土・地域の形成 ～国土・地域活力戦略～

2. 良質な住宅ストックの供給と不動産流通市場の活性化

(1)良質な住宅ストックの供給:住生活基本計画、トータルプラン等に基づく市場環境の整備、規制緩和等の実施

2012年度に
実施すべき事項

2013年度までに
実施すべき事項

2014年度までに
実施すべき事項

2015年度までに
実施すべき事項

2020年度までに
実現すべき成果目標

既存不適格建築物等に係る
住宅・建築関連制度の見直し

建築基準法等の改正内容の検討、必要な改正の実施

4. 国全体の防災性向上

(1)災害に強い国土・地域・経済の構築

住宅・建築物の耐震診断、耐震改修・更新に係る取組の強化

中古住宅流通市場・リフォーム市場の規模倍増(20兆円)

耐震住宅ストック比率
95%

○「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（H22.5.26 公布 H22.10.1施行）」について

《趣旨》

木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する公共建築物における国内で生産された木材その他の木材の利用の促進に関する基本方針について定めるとともに、公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講ずる。

《条文等》

○法律（抜粋）

（国の責務）第3条

第5項 国は、建築物における建築材料としての木材の利用を促進するため、木造の建築物に係る建築基準法等の規制の在り方について、木材の耐火性等に関する研究の成果、建築の専門家等の専門的な知見に基づく意見、諸外国における規制の状況等を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

○（衆）附帯決議（抜粋）

五 建築基準法等の規制についての本委員会及び連合審査会の審査における具体的な問題点の指摘等を踏まえ、速やかに、修正後の本法第3条第5項の検討を行い、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずること。

○（参）附帯決議（抜粋）

五 建築基準法等の規制についての本委員会の審査における具体的な問題点の指摘等を踏まえ、速やかに、本法第3条第5項の検討を行い、規制の撤廃又は緩和のために必要な法制上の措置その他の措置を講ずること。

○「規制・制度改革に係る対処方針（H22.6.18閣議決定）」について

《⑫国産木材の利用促進（大規模木造建築物に関する構造規制の見直し）》

耐火構造が義務付けられる延べ面積基準及び、学校などの特殊建築物に係る階数基準については、木材の耐火性等に関する研究の成果等を踏まえて、必要な見直しを行う。

社会的要請を踏まえた対応状況

- 建築確認手続きの迅速化等に向けた取組み . . . P14
- 木造建築基準の見直しに向けた検討 . . . P15
- 建築法体系勉強会のとりまとめ . . . P16～P19

建築確認手続き等の運用改善 (第一弾：平成22年6月1日施行)

- ① 確認審査と構造計算適合性判定（適判） 審査の並行審査による審査の迅速化
- ② 軽微な変更の対象の拡大等による手続き省略対象の拡大
- ③ 確認・認定申請図書の簡素化・省略化
- ④ 大臣認定変更手続きの迅速化

「建築基準法の見直しに関する検討会」における検討の実施

- ① 構造計算適合性判定制度の対象範囲
 - ② 建築確認検査の法定上限期間
 - ③ 厳罰化
- の3点について検討（H22.3.8～10.19に計11回開催）

・委員

【座長】

深尾 精一 首都大学東京教授

【委員】

学識経験者、行政庁、指定確認検査機関、設計関係団体、弁護士（消費者代表）、構造・設備技術者関係団体等より構成

【供給側の意見の例】

- 一定の条件の下で適判審査を不要とすべき
- 同一機関で建築確認と適判をワンストップで処理可能とすべき
- 建築確認審査の法定上限期間を短縮すべき

【審査側・消費者側の意見の例】

- 第三者チェックの仕組みはエンドユーザー保護のため必要
- 異なる組織によるダブルチェックを堅持すべき
- 最大限延長可能な期間を変える必要はない

建築確認手続き等の運用改善第二弾 (平成23年5月1日施行)

構造基準等の合理化

- 鉄筋コンクリート造の建築物等の構造基準の合理化【政令改正・告示改正】
- 構造計算適合性判定の不要な建築物の範囲の拡大【告示改正】
- その他の見直し【政令改正・告示改正】

建築確認・審査手続き等の合理化

- 申請図書の合理化【省令改正】
- 軽微な変更の対象の明確化【事例周知】
- 大臣認定制度の合理化【技術的助言】
- 確認・適判に係る共同事前相談等の促進【技術的助言】

「建築法体系勉強会」における検討、とりまとめ

[平成23年2月2日～平成24年3月1日に計7回開催]

(平成23年3月16日とりまとめ公表)

1. 背景・必要性

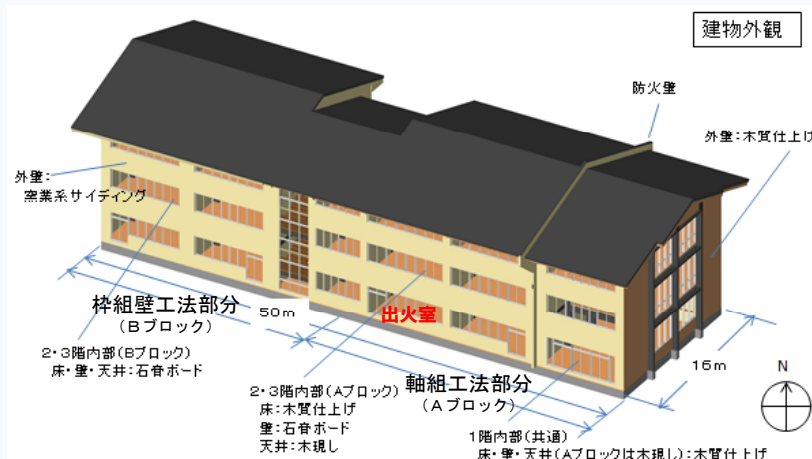
- 現行の建築基準法では、防火上の観点から3階建ての学校について耐火建築物とすることを義務付けている。
- 平成22年10月に施行された公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)では、建築基準の規制について、木材利用の観点から見直しを一層推進するよう規定されており、一定の仕様等を満たした場合は準耐火建築物とすることが可能となるよう、平成23年度より、実大火災実験による木造3階建ての学校の検証等を行う。

2. 全体計画

- 平成23年度 : 基準化に向けた基礎的な知見を得るため、実大火災実験(予備実験)等を実施。
 - 平成24、25年度 : 基準化を想定した仕様の火災安全性を検証するための実大火災実験、実験結果を踏まえた避難安全に係るシミュレーションや要素実験等を実施。
- ⇒ これらの結果を踏まえ、必要な規制の見直しを検討。

3. 平成23年度実大火災実験(予備実験)

- 平成23年度の実大火災実験(予備実験)では、木造3階建て学校を1時間準耐火構造により設計・建設(建築面積:830㎡、延べ面積:2,260㎡)し、建築物内部の火災の拡大性状や煙の流動性状、建築物周囲への火災による影響、長時間火災が継続した場合の建築物の構造躯体への影響を計測することを目的として実施。
- 1階出火室は点火後約2分50秒で開口から火炎が噴出し、開口を通じた上階延焼が約3分30秒(2階)、約6分20秒(3階)で発生。
- 屋根は点火後約30分(軸組工法部分)、約45分(桝組壁工法部分)で燃え抜けが発生。
- 構造躯体は点火後約72分(出火室を含む防火壁より西側の軸組工法部分)、約95分(桝組壁工法部分)、約122分(全館)で倒壊。



火災最盛期の様子(平成24年2月22日)

目的

建築物の質の確保・向上に向け、建築基準法などの建築法体系全体の目指すべき基本的方向を整理することを目的として、国土交通省に「建築法体系勉強会」を設置する。

開催経緯

第1回

- 日時:H23年2月2日 18:00-20:00
- 議事:建築法体系の現状の整理及び検討の進め方の確認

第2回

- 日時:H23年5月13日 15:00-17:00
- 議事:建築規制のあり方等に係る委員意見表明等

第3回

- 日時:H23年7月20日 18:00-20:00
- 議事:基本法のイメージ、基準体系のあり方等に係る委員意見表明等

第4回

- 日時:H23年10月3日 10:00-12:00
- 議事:整備段階における質の確保を担保する仕組みのあり方等に係る委員意見表明等

第5回

- 日時:H23年11月7日 10:00-12:00
- 議事:利用段階における質の確保を担保する仕組みのあり方等の検討

第6回

- 日時:H24年1月12日 18:00-20:00
- 議事:建築物の質の向上に向けた専門家の資質確保方策のあり方等の検討

第7回

- 日時:H24年3月1日 18:00-20:00
- 議事:全体論点整理

委員

浅見 泰司 東京大学空間情報科学研究センター教授

井出 多加子 成蹊大学経済学部教授

金井 利之 東京大学大学院法学政治学研究科教授

神田 順 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授

◎久保 哲夫 東京大学工学系研究科建築学専攻教授

櫻井 敬子 学習院大学法学部教授

辻本 誠 東京理科大学工学部第二部建築学科教授

土居 文朗 慶應義塾大学経済学部教授

○深尾 精一 首都大学東京 都市環境学部都市環境学科教授

古阪 秀三 京都大学大学院工学研究科建築学専攻准教授

◎:座長 ○:座長代理

建築法体系に係る現状と課題

(1) 建築規制等の内容

- 事故・災害の発生等に対応して法令改正を重ねてきた結果、複雑で判りにくいものとなっている。
- 昇降機等に係る保守点検・運行管理等ソフト面の基準体系整備が不十分である。
- 行政庁の政策判断や地域住民の意向等、地域の実情を建築規制に反映させる仕組みが不十分であるとの指摘があった。

(2) 建築物整備の際の品質確保に向けた規制、資格制度

① 建築確認検査制度

- 特定行政庁・民間審査機関における技術的審査能力の確保及び現行の審査体制では対応困難な分野（高度な検証方法、専門的分野等）への審査能力の向上が課題である。
- 構造計算適合性判定の対象の見直しや、確認とのワンストップ化が必要であるとする意見と、見直しに慎重な意見の双方がある。
- 内装仕上げ等の計画変更の手続きを合理化すべきとの指摘がなされてきた。
- 発見困難な違反事項ほど罰則を重くすべきとの指摘や罰則よりも行政処分による制裁強化を通じた対応を求める指摘があった。

② 資格制度

- 意匠・構造・設備の分野間の調整が的確になされず、設計図書間の不整合等の不備が発生している。
- 確認申請図書と施工内容の不整合等、施工段階の品質管理が必ずしも的確に実施されていない。
- 資格者関係団体による職業能力の開発、行政処分対象者等に対する懲戒等が十分とは言えない状況にある。

(3) 利用段階における的確な品質管理確保対策

- 消費者が正確な情報を入手できる環境が整備されておらず、所有者等によるストックの質の把握及び計画的な維持保全の実施が不十分である。
- 既存不適格建築物について、工事の機会等をとらえて解消を図る仕組みが増改築を阻害している側面を有している。
- リフォーム工事の相当割合は無資格者が特段の手続きを経ずに実施しており、不適切な工事を防止できていない。
- 不良化した建築ストックの解消を促進する対策が不十分である。
- 昇降機等の製造・保守点検・運行管理主体を監督する仕組みが欠落している。

建築法体系の見直しに関し目指すべき基本的方向

- ①時代の変化に対応したわかりやすい規制体系への移行
- ②実効性が確保され、効率的な規制制度への見直し
- ③専門家の資質確保・向上に資する資格制度への見直し
- ④所有者等が的確に判断できる法体系への見直し

主要制度の見直し方向・関連検討課題

(1) 建築規制項目・内容(基準体系)の再検証

- ◆行政が関与、責任を持つべき規制項目の再検証
 - ・規制対象から除外又は追加した場合の功罪を含め検討した上で、規制項目の見直し方針を決定する必要がある。
- ◆階層化された明解な性能基準体系（法律に規制目的、政令に要求性能、告示に検証方法、適合仕様を規定等）への移行
 - ・各基準の趣旨（目的・要求性能）を明確化し、性能の検証方法等について検討する。
 - ・民間の取組を評価し、検証方法、適合仕様として位置付ける仕組みのあり方について検討する。
 - ・材料、部品等の品質管理及び昇降機等の保守点検・運行管理等を確保するための基準のあり方について検討する。
- ◆地域の実情の的確な反映に向けた基準整備・審査検査に係る特定行政庁の役割の再検証
 - ・的確な執行体制の確保に配慮しつつ、行政庁の役割の見直しを検討する。
 - ・集団規定等を市町村の政策判断等に委ねる提案に関しては、執行体制の整備、都市計画制度のあり方等も含め検討する。

(2) 整備段階に係る規制手法、資格制度の再検証

- ①確認検査制度の再検証
 - ◆的確な審査検査の実施に向けた体制整備
 - ・行政庁等の審査機関の審査能力確保方策及び高度な検証法や専門性の高い分野の審査検査への専門家の活用方策について検討する。
 - ◆品質管理の実態を踏まえた適判制度等の再検証
 - ・構造計算適合性判定に係る的確かつ効率的な審査の実施に向けた制度のあり方について検討する。
 - ・効率的で実効性のある計画変更手続きのあり方について検討する。
 - ・罰則と行政処分の実効性・軽重等を比較衡量し、バランスのとれた罰則と行政処分のあり方について検討する。

主要制度の見直し方向・関連検討課題(続き)

(2)整備段階に係る規制手法、資格制度の再検証(続き)

②資格制度(設計者の資質確保・向上方策)の再検証

◆建築士事務所内のチェック体制の強化及び個々の建築士の資質向上の推進

- ・建築士事務所における設計図書のチェック等を適切に行うための業務のあり方について検討する。
- ・定期講習内容の充実、受講状況等の情報開示の充実強化、資格者団体の取組の強化等の資格者の資質確保・向上方策について検討する。
- ・資格の専門分化に対応すべきとの提案もなされたが、資質の向上は資格の細分化・新設ではなく、市場機能の活用等で対応すべきとの指摘があった。

(3)利用段階における的確な品質管理確保対策の再検証

◆適切な維持保全、改修等を推進する観点からの規制等の再検証

- ・維持保全・改修等に関するアドバイスなどを担う人材やビジネスの育成方策等を検討する。
- ・リフォームによる質の向上促進に向け、増改築等に係る建築規制のあり方について検討する。
- ・不適切なリフォーム工事の防止に向けた適切な事業者選択・活用の仕組みについて検討する。
- ・不良化した建築ストックの解消を促進するための仕組みのあり方について検討する。

◆昇降機等の製造、保守点検、運行管理の適正化に向けた規制の再検証

- ・製造・保守点検・運行管理主体を監督する仕組みの導入、国等調査機関の権限のあり方について検討する。

(4)建築基本法の検討

◆建築基本法の制定について検討

- ・建築基本法に関しては、建築物の質の確保・向上に向け、建築の理念、関係者の責務、関係法の見直し方向等を示すものとして制定を求める意見や、民間の取組を基準体系に円滑に取り込める仕組みの構築に向け制定を期待する意見が提起された一方で、理念のみの規定となることを疑問視する意見や、現行法体系に屋上屋を重ねるような法制化はすべきではないとの意見も提起されたことも踏まえつつ、そのあり方について検討する。